

令和3年度松山市一般会計補正予算（第8号）の 専決処分について

1. 補正予算の概要

今回の補正予算では、本市がまん延防止等重点措置の措置区域とされたことを受け、営業時間短縮等協力金の給付額を増額するとともに給付期間を延長し、事業者の経営継続を支援する。

2. 事業内容

○新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金事業 2,815,040千円

（協力金：27億9,504万円 事務費：2,000万円）

- ・ 給付対象者 要請期間内に営業時間短縮等を実施した市内全域の飲食店（約3,500店）
- ・ 協力金額 時間短縮協力金（8月20日～9月12日要請分）
下記について、全ての期間協力した場合に給付

①売上高方式（中小企業）：30,000～100,000円/日×24日

前年または前々年の1日当たり売上高	1日当たり協力金額
7.5万円以下	3万円
7.5万円超～25万円以下	3万円～10万円
25万円超	10万円

②売上高減少額方式（大企業等）：～200,000円(※)/日×24日

(※) 前年または前々年の1日当たり売上高減少額×0.4（上限：20万円）

- ・ 申請期間 令和3年9月1日（水）～令和3年11月12日（金）
※1日当たり協力金額が売上高方式の下限額となる中小企業が希望する場合、要請期間の前半分（8月31日まで）を前払申請可能とし、要請期間終了後の9月13日から一括申請
- ・ 申請方法 窓口または郵送 ※窓口：申請専用窓口（銀天街きらりん2階）
11階大会議室窓口（市役所本館11階）

【愛媛県の要請内容】

	まん延防止等重点措置適用前	まん延防止等重点措置適用後
対象施設	松山市内全域の酒類を提供する飲食店	松山市内全域の飲食店（「愛媛の安心飲食店認証制度」の認証店も含む）
要請内容	営業時間を5時～20時に短縮 （酒類の提供は11時～19時） ※但し、愛媛県の「愛媛の安心飲食店認証制度」の認証を受けている店舗は、営業時間を5時～21時に短縮（酒類の提供は11時～20時）	営業時間を5時～20時に短縮 酒類の提供は行わない 飲食を業とする店舗にカラオケ設備の利用を自粛
対象期間	8月16日（月）～8月19日（木）の4日間	8月20日（金）～9月12日（日）の24日間

裏面あり

3. 補正予算の総額

(単位：千円)

区 分	補 正 額	累 計	対前年度同期伸率
一般会計	2,815,040	212,574,576	△14.04%
特別会計	—	139,935,500	4.36%
企業会計	—	47,687,200	△1.70%
計	2,815,040	400,197,276	△6.91%
公債管理特別会計	—	17,014,000	0.49%
合 計	2,815,040	417,211,276	△6.63%

※補正予算の財源 国庫支出金：2,521,561千円 県支出金：279,504千円
繰入金：10,000千円 諸収入：3,975千円